亀山市ホームページバナー広告表現ガイドライン

平成25年2月20日

(目的)

第1条 このガイドラインは、市が管理する亀山市ホームページ (以下「市のホームページ」という。)へのバナー広告(以下 「広告」という。)掲載に当たる広告表現について、亀山市広告 掲載要綱(平成24年3月27日施行)、亀山市広告掲載基準及 び亀山市ホームページバナー広告取扱基準に規定する事項のほか、 ページデザイン及びユーザビリティを保持するために必要な事項 を定めるものとする。

(禁止表現)

- 第2条 次の表現を含んだ広告は、ユーザーの意思に反した動きを したり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止 する。
 - (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
 - (2) アラートマーク
 - (3) ラジオボタン
 - (4) テキストボックス (入力できるように見えるもの)
 - (5) プルダウンメニュー (下に選択肢があるように見えるもの)
 - (6) その他視覚的に適当でないと認められる表現 (市のホームページとの区別)
- 第3条 次の表現については、ユーザーが市のホームページのコン テンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止 する。
 - (1) 市のホームページと類似で、ユーザーが亀山市の事業である と錯誤しやすいもの
 - (2) 市政を連想させる分野において、ユーザーが亀山市の事業で あると錯誤しやすいもの

(色調)

第4条 文字色と背景色のコントラスト (明度差) は、十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第5条 文字やイラスト等の解像度については、適正な処理を行い、 鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

このガイドラインは、平成25年2月20日から施行する。